

## 消費税の還付と課税期間の特例制度

**Q** : 私は、数年前から貸駐車場業（年間収入 300万円で消費税は免税事業者）を営んでいます。新規に貸倉庫業（年間収入見込 500万円）を計画しています。今年の1月に貸倉庫を建築すべく業者と 5,000万円で契約（完成引渡しは今年の11月末日）したのですが、知り合いに聞くと、「昨年末までに消費税の『課税事業者選択届出書』を提出しておけば、消費税の還付を受けることができたのに、今からでは間に合わない」と言われました。何か救済措置はないのでしょうか？

**A** : 一定の届出をすれば、還付を受けることができます。

### 【解説】

消費税の免税事業者が消費税の還付を受けたい場合には、還付を受けようとする年の開始の日の前日までに、「課税事業者選択届出書」の提出が必要ですので、ご質問の場合、このままでは還付を受けることはできません。

ただし、次のように課税期間の特例を適用すると還付が受けられます。

- ①10月31日までに「課税期間特例選択届出書」を提出し、課税期間を11月1日から1ヵ月ごとに短縮する。これにより、課税期間は1月1日～10月31日で一旦終了する。
- ②10月31日までに「課税事業者選択届出書」を提出することにより、11月1日から課税事業者となる。
- ③11月1日～11月30日課税期間の消費税の確定申告で、貸倉庫の建築費に係る消費税の還付を受ける。

